

○漁協等向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)(平成 25 年 5 月 29 日付け 25 水漁第 341 号水産庁長官通知)
(下線部は改正部分)

改 正 案	現 行
Ⅱ－１－２－１ 組合員資格の審査 Ⅱ－１－２－１－１ 意義 漁協の組合員たる資格は、法第 18 条各項に掲げる者とされている。特に、正組合員については、漁協の管理運営に参画する権利（役員の選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を審査することは、漁業者の組織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。 このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1 年に 1 回以上定期的な資格審査を公正かつ適正に行い、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行うことが求められる。 また、平成 30 年改正法に基づき、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況、漁業生産力を発展させるための計画の策定・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の団体漁業権の管理者としての役割の重要性も増していることから、都道府県は、漁協における組合員の資格審査が適正かつ厳格に実施されるよう、指導監督を行っていく必要がある。 <u>さらに、生活の利便性を考慮して組合員が地区外へ転居を検討する場合や漁場の有効活用の観点から地区外の近隣の新規参入者を加入させること等が想定される場合、組合員の居住実態や要望、社会情勢の変化等を踏まえて漁協の定款で定める地区を広げるなど、地区要件について都道府県は柔軟な運用となるよう漁協を指導監督する必要がある。</u>	Ⅱ－１－２－１ 組合員資格の審査 Ⅱ－１－２－１－１ 意義 漁協の組合員たる資格は、法第 18 条各項に掲げる者とされている。特に、正組合員については、漁協の管理運営に参画する権利（役員の選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を審査することは、漁業者の組織する漁協としての性格を維持するために、極めて重要である。 このため、当該漁協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを、定款に記載された組合員資格審査規程に基づき、1 年に 1 回以上定期的な資格審査を公正かつ適正に行い、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行うことが求められる。 また、平成 30 年改正法に基づき、漁業権者は都道府県知事に資源管理や漁場の活用状況、漁業生産力を発展させるための計画の策定・点検を行い、その実現に努めることとされるなど、漁協の団体漁業権の管理者としての役割の重要性も増していることから、都道府県は、漁協における組合員の資格審査が適正かつ厳格に実施されるよう、指導監督を行っていく必要がある。

Ⅱ－１－２－１－２ 主な着眼点 (１)～(９) (略) <u>(10) 地区要件の緩和を行うに当たって、「漁業権制度等の運用に係る留意点について(令和５年９月１４日付け５水管第１６１５号水産庁漁政部企画課長、水産経営課長、資源管理部管理調整課長通知)」における以下の点が適正に行われているか。</u> ① <u>漁協の地区について</u> <u>法第 32 条第 1 項第 3 号に基づき、漁協はその定款に地区を定めることとしており、また、法第 18 条の組合員たる資格では、個人は同条第 1 項第 1 号で漁協の地区内に住所を有していること、漁業生産組合又は漁業を営む法人は同項第 2 号又は第 3 号で漁協の地区内に住所又は事業場を有していることがその要件とされている。</u> <u>他方、近年の道路、トンネル、橋の開通等による交通事情の改善により、組合員が生活の利便性を考慮して、地区外の近隣の場所へ転居を検討することも想定される。また、漁場を利用する者が少なくなっている場合には、漁場の有効活用の観点から地区外の近隣の新規参入者を加入させることも想定される。</u> <u>このような場合に、漁協の定款で定める地区は漁協の意思決定により見直すことが可能となっており、組合員等の居住実態や要望、社会情勢の変化を踏まえて、漁協の定款で定める地区を広げるなど柔軟な運用となるよう漁協を指導することとされたい。</u> <u>なお、漁業生産組合及び漁業を営む法人は、漁協の地区内に登記上の住所が無くとも、事業場を有していれば組合員たる資格の住所要件を満たすこととなるが、この事業場とは、事業を行う場所を意味し、営利・非営利を問わず、事業経営の内容たる活動の行われる場所を指すものであり、具体的には、販売施設、漁具倉庫、水産加工場、養殖施設、種苗生産施設、養殖用資料置場等が</u>	Ⅱ－１－２－１－２ 主な着眼点 (１)～(９) (略) (新設)
---	---

該当することについても併せて漁協を指導することとされたい。

② 漁業権行使規則の資格について

漁業法第 105 条に基づき、漁業権行使規則で規定する組合員行使権を有する者の資格に該当する者が、漁業権の内容たる漁業を営む権利を有することとなる。免許を受けた漁協は、自らは漁業を営まないが、漁業権行使規則において「組合員行使権を有する者の資格」(以下②において「資格」という。)等を定めることにより、各地域や各湾においても水産資源の分布や漁場環境が均一ではない漁場の利用等について調整を図っている。

また、これまで漁場を適切かつ有効に活用しながら漁業権を管理してきている地区が存在することや、漁協の合併前の地区の単位で漁業権を管理し運用している地区も存在しており、漁場の紛争を防止する観点からも、一定のルール作りは引き続き必要である。

他方、交通状況等の変化により生活環境が大きく変わっているような場合もあり得る。このような状況の中で、地域の漁業者の数や水揚げ量が減少しているとすれば、漁場の有効利用を図ることによって、地域の水産業の振興や発展につながることも考えられる。

漁場利用に関しては、漁業権行使規則で定める資格について、組合員の居住実態や社会情勢の変化に応じ、漁協の意思決定により見直すことは可能である。例えば、漁業権行使規則の資格について、道路、トンネル、橋の開通等による生活環境の変化や、漁場の有効活用の観点から地区外の組合員を受け入れる場合が想定される。

このような場合には、

ア ○○(地区外)の住所を有する者

イ 地区内に事業場を有する者

ウ 〇年〇月〇日時点において地区内で〇〇漁業を営んでいた者

エ 〇年〇月〇日時点において地区内に住所を有していた者等についても組合員行使権を有する者として加えることを漁協で意思決定して漁業権行使規則に定めるなど、実態に応じて工夫し対応することができる。

このような対応は、漁場の有効活用の観点、組合員の居住実態や社会情勢の変化に対応する観点からも有効であるので、地域の実情に即した適切な運用が行われるよう、漁協を指導することとされたい。

Ⅱ－１－２－２ 員外利用制限の遵守

Ⅱ－１－２－２－２ 主な着眼点

(１) 員外利用状況の把握単位として組合の実施している事業ごとに実態に即して区分し、把握されているか。

(注) 員外利用とは、組合員及び他の組合の組合員以外の者の利用をいい、員内利用とは、組合員及び他の組合の組合員の利用をいう。員外利用状況の把握に当たっては、事業年度末において、事業年度間の各事業の員外利用及び員内利用の分量(金額)をそれぞれ累計する。ただし、貯金の受入及び資金の貸付は、平均残高を用いて算出する。また、販売事業及び加工事業の利用分量の算出に当たっては、次の点に留意する。

① 販売事業

ア 販売事業の一事業年度における員外者の利用分量の上限は、組合が多様な形態の販売事業に積極的に取り組む必要があることから、員内利用分量の２倍とされている。

イ 市場販売(受託販売又は買取販売)については、出荷者が組合員又は他の組合の組合員であることが確認できれば、取

Ⅱ－１－２－２ 員外利用制限の遵守

Ⅱ－１－２－２－２ 主な着眼点

(１) 員外利用状況の把握単位として組合の実施している事業ごとに実態に即して区分し、把握されているか。

(注) 員外利用とは、組合員及び他の組合の組合員以外の者の利用をいい、員内利用とは、組合員及び他の組合の組合員の利用をいう。員外利用状況の把握に当たっては、事業年度末において、事業年度間の各事業の員外利用及び員内利用の分量(金額)をそれぞれ累計する。ただし、貯金の受入及び資金の貸付は、平均残高を用いて算出する。また、販売事業及び加工事業の利用分量の算出に当たっては、次の点に留意する。

① 販売事業

ア 販売事業の一事業年度における員外者の利用分量の上限は、組合が多様な形態の販売事業に積極的に取り組む必要があることから、員内利用分量の２倍とされている。

イ 市場販売(受託販売又は買取販売)については、出荷者が組合員又は他の組合の組合員であることが確認できれば、取

引の中間に流通業者、加工業者等が介在している場合であっても、員内利用分量として算出する。

ウ 販売事業のうち直売店、直営レストラン、通信販売等の組合員の生産した水産物の販売を主たる目的とする事業については、組合員の生産物とそれ以外のものを併せて販売することが想定されるが、これらについては、それぞれ、員内利用、員外利用として整理する。この場合における員外利用率の算出については、それぞれの販売事業の種類ごとに員内利用分量と員外利用分量との比率を求める。

エ 組合が複数の種類の販売事業を行う場合には、それぞれの事業ごとの取扱額を合計して員外利用率を算出する。

オ ウ及びエにかかわらず、組合が市場販売（受託販売又は買取販売）と組合員の生産した水産物の販売を主たる目的とする直売店、直営レストラン等他の種類の販売事業とを併せて行う場合であり、かつ、当該市場販売の取扱額が当該他の種類の販売事業の取扱額に比べて著しく大きく、当該他の種類の販売事業の員外利用分量が員外利用制限に係る取扱額を超えないことが明らかである場合には、員外利用率の計算を省略することができる。

② 加工事業

販売事業と同様に、原材料の仕入元（出荷者）が組合員又は他の組合の組合員であることが確認できれば、員内利用分量として算出する。

③ 保管事業

販売事業及び加工事業と同様に、預かっている寄託物が組合員又は他の組合の組合員から仕入れたものであることが確認できれば、員内利用分量として算出する。

引の中間に流通業者、加工業者等が介在している場合であっても、員内利用分量として算出する。

ウ 販売事業のうち直売店、直営レストラン、通信販売等の組合員の生産した水産物の販売を主たる目的とする事業については、組合員の生産物とそれ以外のものを併せて販売することが想定されるが、これらについては、それぞれ、員内利用、員外利用として整理する。この場合における員外利用率の算出については、それぞれの販売事業の種類ごとに員内利用分量と員外利用分量との比率を求める。

エ 組合が複数の種類の販売事業を行う場合には、それぞれの事業ごとの取扱額を合計して員外利用率を算出する。

オ ウ及びエにかかわらず、組合が市場販売（受託販売又は買取販売）と組合員の生産した水産物の販売を主たる目的とする直売店、直営レストラン等他の種類の販売事業とを併せて行う場合であり、かつ、当該市場販売の取扱額が当該他の種類の販売事業の取扱額に比べて著しく大きく、当該他の種類の販売事業の員外利用分量が員外利用制限に係る取扱額を超えないことが明らかである場合には、員外利用率の計算を省略することができる。

② 加工事業

販売事業と同様に、原材料の仕入元（出荷者）が組合員又は他の組合の組合員であることが確認できれば、員内利用分量として算出する。

（新設）

Ⅱ－１－３ 法令等遵守態勢の整備 Ⅱ－１－３－１ 意義 組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。 組合においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリーダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。 特に、水産物や生産資材の流通等その事業規模から見て、連合会及び共水連がわが国の経済や国民生活に一定の地位を占めている現状を踏まえれば、本所のみならず支所、都道府県事務所から子会社に至るまで、国民の信頼に足る法令等遵守態勢が構築されていることが強く求められる。 <u>また、公益通報者の心理的安全性を含めた実効性のある内部公益通報対応体制を整備・運用することは、法令等遵守の推進や組織の自浄作用の向上、職場環境の整備等に寄与し、組合員等の様々な利害関係者（ステークホルダー）からの信頼の獲得にも資するものであり、組合が適切に事業を運営することにより組合員に対して充実したサービスを提供していく上で重要なことである。</u> これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。 Ⅱ－１－３－２ 主な着眼点 （１）・（２） （略） （３） 役職員等からの通報等に対する態勢の整備 ① 役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正に	Ⅱ－１－３ 法令等遵守態勢の整備 Ⅱ－１－３－１ 意義 組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。 組合においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリーダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。 特に、水産物や生産資材の流通等その事業規模から見て、連合会及び共水連がわが国の経済や国民生活に一定の地位を占めている現状を踏まえれば、本所のみならず支所、都道府県事務所から子会社に至るまで、国民の信頼に足る法令等遵守態勢が構築されていることが強く求められる。 これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。 Ⅱ－１－３－２ 主な着眼点 （１）・（２） （略） （３） 役職員等からの通報等に対する態勢の整備 役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正につ
--	---

ついて通報・相談する仕組みが整備されているか。 ② <u>公益通報者の心理的安全性が確保された通報・相談への対応体制が構築されているか。</u> ③ <u>内部公益通報事案の事実関係の調査等通報対応に係る業務を外部委託する場合には、外部委託先の中立性・公正性が確保されているか。</u> (注) <u>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）においては、事業者（組合も含まれる。）は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置等をとらなければならないこととされている。</u> ・ <u>公益通報を受け、通報対象事実の調査等の業務に従事する者を定めること</u> ・ <u>部門横断的な公益通報対応業務を行う体制を整備すること（受付窓口の設置等、組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置、業務の実施に関する措置、利益相反の排除に関する措置（特に、公益通報者保護法に基づく指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の解説（令和 3 年 10 月消費者庁）において、「いわゆる顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とすることについては、顧問弁護士に内部公益通報をすることを躊躇（ちゅうちょ）する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意する。また、顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする場合には、例えば、その旨を労働者等及び役員並びに退職者向けに明示する等により、内部公益通報受付窓口の利用者が通報先を選択するに当たっての判断に資する情報を提供することが望ましい」、「内部公益通報事案の事実関係の調査等通報対応に係る業務を外部委託する場合に</u>	いて通報・相談する仕組みが整備されているか。<u>また、通報・相談への対応体制が構築されているか。</u> （新設） （新設） (注) <u>公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成 28 年 12 月 9 日付け消費者庁）のポイント</u> ・ <u>通報者の所属・氏名等が漏洩しないよう、通報に係る秘密保持の徹底を図るための措置を講じること。</u> ・ <u>内部通報を行ったことを理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならないことを内部規程に明記するとともに、違反者に対して懲戒処分等その他適切な措置を講じること。</u> ・ <u>内部通報制度の意義・重要性を経営トップが自ら発信すること。</u> ・ <u>内部通報制度の実効性の維持向上を図るために、客観的な評価・点検を定期的の実施し、経営幹部の責任の下で、制度を継続的に改善すること。</u>
--	---

は、事案の内容を踏まえて、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法律事務所や民間の専門機関等の起用は避けることが適当である」と規定されていることに留意すること。))

- ・ 公益通報者を保護する体制を整備すること（不利益な取扱いの防止に関する措置、範囲外共有等の防止に関する措置）
- ・ 内部公益通報対応体制を実効的に機能させる措置をとること（労働者等に対する教育・周知、是正措置等の通知に関する措置、記録の保管・運用実績の労働者への開示等に関する措置、内部規程の策定及び運用に関する措置）

(4) (略)

Ⅱ－１－６ 個人情報保護対応

Ⅱ－１－６－３ 監督手法・対応

(1) 行政庁への報告

① 個人データの漏えい等に係る報告

組合は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある当該組合に対する行為による個人データ（当該組合が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定され

(4) (略)

Ⅱ－１－６ 個人情報保護対応

Ⅱ－１－６－３ 監督手法・対応

(1) 行政庁への報告

① 個人データの漏えい等に係る報告

組合は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある

ているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態)が生じたときは、速やかに農林水産大臣(都道府県の所管する組合にあっては、都道府県知事)に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに水産庁長官宛て報告(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して報告)することとする。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第40条第1項の規定により都道府県知事が個人情報保護法第146条第1項に規定する検査等事務を行った場合における個人情報の保護に関する法律施行令第40条第3項に基づく個人情報保護委員会への報告は、水産経営課を経由して行うものとする。

②・③ (略)

(2) (略)

Ⅱ－１－８ ITによるシステム

Ⅱ－１－８－１ 意義

合併に伴う組合員数の増加や取引先の多様化などを背景に、事業における取引の規模・頻度が増加している中で、IT(情報通信技術)によるシステム(以下「システム」という。)を利用することで事務処理を迅速かつ正確に行えるようになることから、必要に応じ、システムが適切に導入・運営されることが重要である。

また、ホームページ等による情報発信は、組合経営への信頼性の向上に資するものであるが、システム障害やサイバーセキュリティ事案(注)が発生した場合は、その影響は組合経営全体に及びかねないことから、システムが安全かつ安定的に運営されることは組合員、取引

事態)が生じたときは、速やかに農林水産大臣(都道府県の所管する組合にあっては、都道府県知事)に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに水産庁長官宛て報告(沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長を経由して報告)することとする。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第38条第1項の規定により、都道府県知事が個人情報保護法第143条第1項に規定する検査等事務を行った場合における個人情報の保護に関する法律施行令第38条第3項に基づく個人情報保護委員会への報告は、水産経営課を経由して行うものとする。

②・③ (略)

(2) (略)

(新設)

(新設)

<u>先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を確保するための大前提であり、各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びにサイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）はもとより「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0」（経済産業省 独立行政法人情報処理推進機構）等を遵守する必要がある。</u> <u>なお、サイバーセキュリティ対策に関して、信用事業実施組合については信用事業における監督指針Ⅱ－３－４－１、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ－３－13 についても参照する。</u> <u>（注）「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。</u> <u>Ⅱ－１－８－２ 主な着眼点</u> <u>（１）役員は、業務運営・経営管理におけるシステム利用の重要性を理解しているか。</u> <u>（２）取引の規模・頻度等に応じ、システム（例えば、受発注、代金精算等に係る管理システム）を整備し、適切に運用しているか。</u> <u>（３）役員は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、必要な態勢を整備しているか。</u> <u>Ⅱ－１－８－３ 監督手法・対応</u> <u>検査の結果、不祥事件届出書等により、システムに係る内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じヒアリングを行って検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば改善を促すこととする。</u>	（新設） （新設）
--	-------------------------

<u>場合、それらを踏まえた取組を行うよう努めているか。また、障害者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。</u> Ⅱ－５－３ 監督手法・対応 <u>日常の監督事務や、障害者等からの苦情を通じて把握された組合における障害者等への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。</u> <u>また、組合の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第 122 条に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。</u> Ⅲ－２－１－５ 役員等 Ⅲ－２－１－５－１ 女性役員等の登用について 平成 30 年改正法においては、漁協の理事について、若い世代や女性を積極的に登用する観点から、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮すること（法第 34 条第 12 項）が規定されたところである。 また、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく<u>第 6 次男女共同参画基本計画（令和 8 年 3 月 13 日閣議決定）</u>においては、地域をリードできる女性漁業者を育成し、漁業協同組合の役員に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進するとともに、漁協系統組織に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかけることとされている。 さらに、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく水産基本計画においても、同様に、漁協の女性役員の登用目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。	(新設) Ⅲ－２－１－５ 役員等 Ⅲ－２－１－５－１ 女性役員等の登用について 平成 30 年改正法においては、漁協の理事について、若い世代や女性を積極的に登用する観点から、年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮すること（法第 34 条第 12 項）が規定されたところである。 また、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく<u>第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）</u>においては、地域をリードできる女性漁業者を育成し、漁業協同組合の役員に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進するとともに、漁協系統組織に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかけることとされている。 さらに、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく水産基本計画においても、同様に、漁協の女性役員の登用目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進することとされている。
--	---

これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、漁協の経営に多様な視点を導入することにより、漁協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、漁協における女性の役員等への就任が促進されるよう指導するものとし、漁協において、例えば次のような取組を行っているかを確認するものとする。 (1)・(2) (略) 別添 1 連絡文書集 以下の通知は、組合の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。 それぞれの通知の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各通知に記されているとおりである。 (事務次官依命通知) (略) (水産庁長官通知) (略) <u>(企画課長、水産経営課長、管理調整課長通知)</u> <u>1. 漁業権制度等の運用に係る留意点について（令和5年9月14日付け5水管第1615号水産庁漁政部企画課長、水産経営課長、資源管理部管理調整課長通知）</u> (水産経営課長通知) (略)	これらのことを踏まえつつ、また女性の参画を促進し、漁協の経営に多様な視点を導入することにより、漁協の改革が促進されるものと考えられることから、女性役員枠を設置することなどにより、漁協における女性の役員等への就任が促進されるよう指導するものとし、漁協において、例えば次のような取組を行っているかを確認するものとする。 (1)・(2) (略) 別添 1 連絡文書集 以下の通知は、組合の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。 それぞれの通知の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各通知に記されているとおりである。 (事務次官依命通知) (略) (水産庁長官通知) (略) (新設) (水産経営課長通知) (略)
---	--

附 則（令和〇年〇月〇日付け〇水漁第〇〇〇〇号水産庁長官通知）

この通知は、令和８年〇月〇日から施行する。